

住宅用火災警報器の取付は 5 月 31 日までに

『美しい式番街』(No.53)、また、平成 19 年 4 月に管理組合で「火災警報器の購入と取付工事の紹介」が行われましたので、消防法改正で火災警報器の設置が既存の一般住宅にも義務化されたことはご理解のことと思います。

当マンションにお住まいの皆さんも**寝室の用に供す居室**（「寝室」、「子供部屋」、夜は就寝に日常的に利用する「居間」。なお、年に数回、来客などで就寝に利用する部屋は除外）に住宅用火災報知器（煙式）を取り付けることが必要です。また、義務ではありませんが台所への住宅用火災警報器（熱式）の設置も推奨されています。

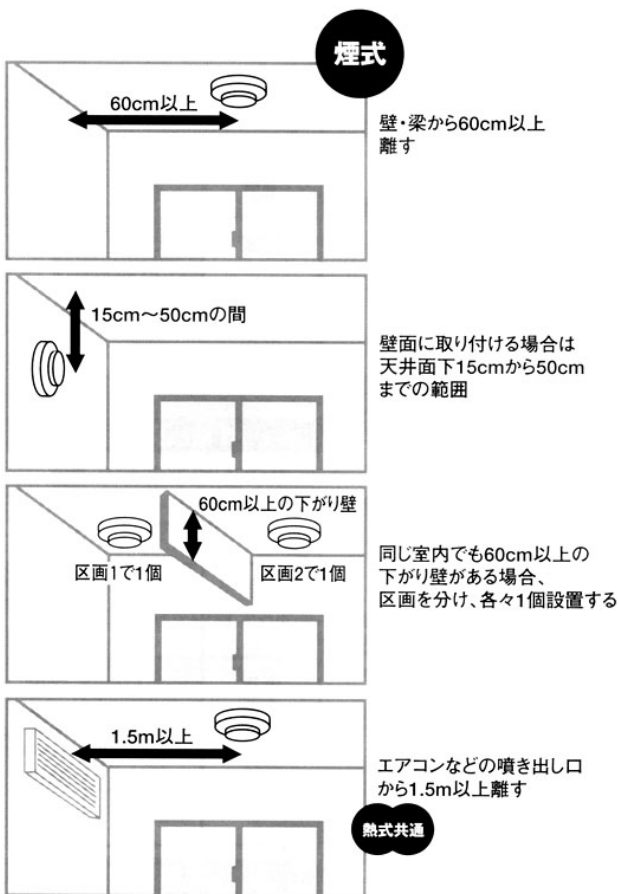
流山市条例で平成 20 年 5 月 31 日までに住宅用火災警報器の設置を完了する必要があります。家電量販店などで販売されていますので、取り付けが完了していないお住まいは取り付けをお願いします。なお、住宅用火災警報器の設置で「住宅火災保険の割引制度」が適用されますので、保険の更新時にチェックしてください。

テレビの受信障害について

『美しい式番街』(No.57) で地上アナログテレビ放送の受信障害について報告しました。4 月 30 日にコアラテレビが当マンションへ引き込み部分のケーブルの交換と調整を実施しました。これにより、それまで起きていた受信障害がなくなったことが確認されました。原因がなかなか特定できず、時間を要しましたことをお詫びします。

上記の調整以降でもテレビの映りが悪い場合、No.57 で「配線のチェック」として紹介しましたが、端子部分の接触不良が原因となっている場合があります。「テレビの経年劣化か・・・」と考える前に、TV ケーブルのコネクタを一旦、外して再度、接続して受信が改善されるか、確認してください。経年で接触不良を生じている場合にはこれが有効です。

また、『美しい式番街』(No.50) でデジタル放送以前の分配器をデジタル放送の受信に利用しようとし、その性能不足から受信できなかった事例を紹介しました。オリンピックの開催にあわせて地上デジタル放送対応テレビへの更新をお考えの場合、分配器などの周辺機器も性能を確認し、必要があれば一緒に更新してください。



・住宅用火災警報器ハンドブック(Nittan)より引用

図 1 住宅用火災警報器の取付け